

議員提出議案第12号

市政改革特別委員会の設置について

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月10日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

有本純子	山下昌彦	土岐恭生	大内啓治
竹下隆	岡崎太	角谷庄一	飯田哲史
片山一步	伊藤良夏	杉村幸太郎	荒木肇
山本長助	加藤仁子	柳本顕	西徳人
明石直樹	高山仁	山中智子	井上浩

(別紙)

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）第4条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名称

市政改革特別委員会

2. 目的

市民の信頼回復、市民の意見を反映した市政運営の確立に向けて市政改革を総合的かつ着実に推進するため、調査研究を行う。

3. 付議事件

- (1) 市政改革の進捗状況の検証に関する事
- (2) 市政改革にかかる区・局運営方針の進捗状況の検証に関する事
- (3) その他市政改革に関する事

4. 委員定数

20人

5. 期間

市会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。